

36協定届の記載例

(様式第9号(第16条第1項関係))

労働時間の延長及び休日の労働は必要最小限にとどめられるべきであり、労使当事者はこのことに十分留意した上で協定するようにしてください。
 なお、使用者は協定した時間数の範囲内で労働させた場合であっても、労働契約法第5条に基づく安全配慮義務を負います。

◆ 36協定で締結した内容を協定届(本様式)に転記して届け出てください。
 36協定届(本様式)を用いて36協定を締結することもできます。
 その場合には、記名押印又は署名など労使双方の合意があることが明らかとなるような方法により締結することが必要です。必要事項の記載があれば、協定届様式以外の形式でも届出できます。

◆ 36協定の届出は電子申請でも行うことができます。
 ◆ (任意)の欄は、記載しなくても構いません。

表面

様式第9号(第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)			協定の有効期間					
金属製品製造業		〇〇金属工業株式会社 〇〇工場		〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町1-2-3 (電話番号: 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)			〇〇〇〇年4月1日から1年間					
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	所定労働時間(1日)(任意)	1日	1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)	1年(①については360時間まで、②については320時間まで)				
		受注の集中	設計	10人	7.5時間	3時間	3.5時間	30時間	40時間	250時間	370時間	
			製品不具合への対応	検査	10人	7.5時間	2時間	2.5時間	15時間	25時間	150時間	270時間
			臨時の受注、納期変更	機械組立	20人	7.5時間	2時間	2.5時間	15時間	25時間	150時間	270時間
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	月末の決算事務	経理	5人	7.5時間	3時間	3.5時間	20時間	30時間	200時間	320時間		
		棚卸	購買	5人	7.5時間	3時間	3.5時間	20時間	30時間	200時間	320時間	
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	所定休日(任意)	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻					
受注の集中		設計	10人	土日祝日		1か月に1日 8:30~17:30						
臨時の受注、納期変更		機械組立	20人	土日祝日		1か月に1日 8:30~17:30						

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない。かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 12日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 検査課主任 山田花子

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (投票による選挙)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。(チェックボックスに要チェック)

〇〇〇〇年 3月 15日

労働基準監督署長殿

使用者 職名 工場長 田中太郎

対象期間が3か月を超える1年単位の变形労働時間制が適用される労働者については、②の欄に記載してください。

労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合には、36協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票・挙手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。
 チェックボックスにチェックがない場合には、形式上の要件に適合していません。

事由は具体的に定めてください。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

1日の法定労働時間をを超える時間数を定めてください。

1か月の法定労働時間をを超える時間数を定めてください。①は45時間以内、②は42時間以内です。

1年の法定労働時間をを超える時間数を定めてください。①は360時間以内、②は320時間以内です。

労働保険番号・法人番号を記載してください。

この協定が有効となる期間を定めてください。1年間とすることが望ましいです。

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年間は有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、2~6か月平均80時間以内でなければいけません。これを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。

管理監督者は労働者代表にはなりません。

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名又は記名・押印などが必要です。

協定書を兼ねる場合には、使用者の署名又は記名・押印などが必要です。

様式第4号(第12条の4第6項関係)

1年単位の变形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)		常時使用する労働者数
金属製品製造業	〇〇金属工業株式会社〇〇工場	〒111-2222 〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3 (000-000-0000)		250人
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週の 労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働 時間数	協定の有効期間
220人 (0人)	1年間 (〇〇〇〇年4月1日)	(別紙)	30時間 26分	〇〇〇〇年4月1日 から1年間
労働時間が最も長い日の 労働時間数 (満18歳未満の者)	8時間 00分 (時間分)	労働時間が最も長い週の 労働時間数 (満18歳未満の者)	48時間 00分 (時間分)	対象期間中の 総労働日数
				257日
労働時間が48時間を超える週の最長 連続週数		0週	対象期間中の最も長い連続労働日数	6日間
対象期間中の労働時間が48時間を超 える週数		0週	特定期間中の最も長い連続労働日数	—日間

旧協定の対象期間	〇〇〇〇年4月1日から1年間	旧協定の労働時間が最も長い日の労働 時間数	8時間 00分
旧協定の労働時間が最も長い週の労働 時間数	48時間 00分	旧協定の対象期間中の総労働日数	260日

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 12日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の
職名 検査課主任
氏名 山田 花子

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

〇〇〇〇年 3月 15日

使用者 職名 〇〇金属工業株式会社
氏名 代表取締役 田中 太郎

〇〇 労働基準監督署長 殿

記載心得

- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に变形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該变形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
- 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。
- 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

1年単位の変形労働時間制に関する労使協定書（例）

〇〇金属工業株式会社（以下「会社」という）と〇〇金属工業株式会社従業員代表 山田花子（以下「従業員代表」という）は、1年単位の変形労働時間制に関し、次のとおり協定する。

（勤務時間）

第1条 所定労働時間は、1年単位の変形労働時間制によるものとし、1年を平均して週40時間を超えないものとする。

1日の所定労働時間は 8時間00分とし、始業・終業の時刻、休憩時間は次のとおりとする。

始業： 8時30分 終業： 17時30分

休憩： 12時00分～13時00分

（起算日）

第2条 変形期間の起算日は、〇〇〇〇年4月1日とする。

（休日）

第3条 変形期間における休日は、別紙「年間カレンダー」のとおりとする。

（時間外手当）

第4条 会社は、第1条に定める所定労働時間を超えて労働させた場合は、時間外手当を支払う。

（対象となる従業員の範囲）

第5条 本協定による変形労働時間制は、次のいずれかに該当する従業員を除き、全従業員に適用する。

- （1）18歳未満の年少者
- （2）妊娠中又は産後1年を経過しない女性従業員のうち、本制度の適用免除を申し出た者
- （3）育児や介護を行う従業員、職業訓練又は教育を受ける従業員その他特別の配慮を要する従業員に該当する者のうち、本制度の適用免除を申し出た者

（特定期間）

第6条 特定期間は定めないものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、起算日から1年間とする。

〇〇〇〇年3月12日

〇〇金属工業株式会社 代表取締役 田中太郎



〇〇金属工業株式会社 従業員代表 山田花子



金属工業株式会社

工場

〇〇〇〇年4月から1年間

1年単位の变形労働時間制による『年間カレンダー』

4月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
1	2	3	4	5	6	7	40:00
8	9	10	11	12	13	14	40:00
15	16	17	18	19	20	21	40:00
22	23	24	25	26	27	28	40:00
29	30	1	2	3	4	5	(16:00)

5月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
29	30	1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12	40:00
13	14	15	16	17	18	19	40:00
20	21	22	23	24	25	26	40:00
27	28	29	30	31	1	2	(40:00)

6月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
27	28	29	30	31	1	2	
3	4	5	6	7	8	9	40:00
10	11	12	13	14	15	16	40:00
17	18	19	20	21	22	23	40:00
24	25	26	27	28	29	30	40:00

7月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
1	2	3	4	5	6	7	48:00
8	9	10	11	12	13	14	48:00
15	16	17	18	19	20	21	48:00
22	23	24	25	26	27	28	48:00
29	30	31	1	2	3	4	(40:00)

8月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
29	30	31	1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11	40:00
12	13	14	15	16	17	18	40:00
19	20	21	22	23	24	25	40:00
26	27	28	29	30	31	1	(40:00)

9月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
26	27	28	29	30	31	1	
2	3	4	5	6	7	8	40:00
9	10	11	12	13	14	15	40:00
16	17	18	19	20	21	22	40:00
23	24	25	26	27	28	29	32:00
30	1	2	3	4	5	6	(40:00)

10月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
30	1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13	32:00
14	15	16	17	18	19	20	40:00
21	22	23	24	25	26	27	40:00
28	29	30	31	1	2	3	(40:00)

11月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
28	29	30	31	1	2	3	
4	5	6	7	8	9	10	40:00
11	12	13	14	15	16	17	40:00
18	19	20	21	22	23	24	32:00
25	26	27	28	29	30	1	(40:00)

12月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
25	26	27	28	29	30	1	
2	3	4	5	6	7	8	40:00
9	10	11	12	13	14	15	40:00
16	17	18	19	20	21	22	40:00
23	24	25	26	27	28	29	32:00
30	31	1	2	3	4	5	(40:00)

1月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
30	31	1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12	40:00
13	14	15	16	17	18	19	40:00
20	21	22	23	24	25	26	40:00
27	28	29	30	31	1	2	(40:00)

2月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
27	28	29	30	31	1	2	
3	4	5	6	7	8	9	40:00
10	11	12	13	14	15	16	40:00
17	18	19	20	21	22	23	40:00
24	25	26	27	28	1	2	(40:00)

3月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
24	25	26	27	28	1	2	
3	4	5	6	7	8	9	40:00
10	11	12	13	14	15	16	40:00
17	18	19	20	21	22	23	40:00
24	25	26	27	28	29	30	40:00
31	1	2	3	4	5	6	(0:00)

月度	日数	休日日数	労働日数	労働時間	総労働時間
4月	30	10	20	8:00	160時間00分
5月	31	10	21	8:00	168時間00分
6月	30	9	21	8:00	168時間00分
7月	31	5	26	8:00	208時間00分
8月	31	8	23	8:00	184時間00分
9月	30	11	19	8:00	152時間00分
10月	31	9	22	8:00	176時間00分
11月	30	9	21	8:00	168時間00分
12月	31	11	20	8:00	160時間00分
1月	31	8	23	8:00	184時間00分
2月	28	8	20	8:00	160時間00分
3月	31	10	21	8:00	168時間00分
計	365日	108日	257日	8:00	2056時間00分